

職域サポートローン

令和4年4月1日現在

1. 商品名	職域サポートローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・福利厚生パートナー契約を締結した事業所の勤続年数が1年以上である代表者・役員または従業員の方(専従者・パート・アルバイトの方を含む。)・年齢が満20歳以上の方・安定継続した収入のある方・当金庫営業地区内に居住またはお勤めの方・一般社団法人しんきん保証基金(以下「基金」といいます。)の保証を受けられる方
3. お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要とされる次の資金 (1) 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属<配偶者の直系尊属を含む>、子、孫および兄弟)が必要とされる次の資金 ① 自動車関連資金 ② 教育関連資金 ③ 住宅・リフォーム関連資金 (2) 自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金の借換資金(お申込みご本人名義の他金融機関証書貸付形式の借入に限ります。)
4. ご融資金額	・1万円以上500万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	・3か月以上10年以内
6. ご融資利率	・年2.90%(固定金利)
7. ご返済方法	【毎月元利均等返済】 (元金の50%まで6か月毎のボーナス増額返済ができます。)
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">・保証人および担保は不要です。・基金の保証をご利用いただけます。
9. 手数料等	<ul style="list-style-type: none">・手数料は不要です。・保証料率(年0.38%)はご融資利率に含まれています。
10. 必要書類等	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証 (お持ちでない方は健康保険証、パスポートなど本人と確認できる書類)・資金用途確認資料・年収確認書類(ご融資金額100万円超の場合)・印鑑(預金取引印)
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時~17時、電話:0120-548-138)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

	<p>なお、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、</p> <p>①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、</p> <p>②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
--	---

いちい信用金庫